島取縣公報 火每 金週 曜日疲行(時八翌日ル

第千五百八十五號昭和十九年十二月五日

(食用鮮魚介類最高

昭和十七年三月島取縣告於第百十七號

◆鳥取縣告示第六百四十五號

受檢地別試驗合格成績」ラ「從來、 第一條第九號中「最近五年間ニ於ケル生徒又ハ卒業者ノ し ニ改ム テ看護婦試験二合格セルモノアリタル 告 示 生徒又ハ卒業者ニシ トキハ其合格成績

◇鳥取縣令第七十三號

習所指定規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 昭和十四年九月鳥取縣令第二十九號看護婦學校、看護婦講

昭和十九年十二月五日

鳥取縣知事

令

第千五百八十五號 昭和十九年十二月五日

> 火 曜 日

販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十九年十二月五日

鳥取縣知事 武 島

二ノ項中氣高郡瑞穂村西伯郡巖村ノ下

「同郡大篠津村」

備

ヲ加ァ

二、指定陸揚地(沿海町村ヲ含ム以下同ジ)トハ鮮魚介 昭和十七年三月鳥取縣告示第一一七號ノ二及三ノ項

縣令ニ依リ農林大臣又ハ地方長官ガ陸揚地トシテ指定 シタル地及氣高郡瑞穂村西伯郡巖村ヲ除ク沿海町村ヲ 配給統制規則第三條ノ規定又ハ第十六條ノ規定ニ基ク

三、指定外消費地上 ハ指定陸揚地ヲ除ク 市町村ヲ謂フ

謂フ

(第三種郵便物認可) 暗和四年四月 工五

: 上縣公報

昭和十九年十二月五日印刷 昭和十九年十二月五日發行 産婆名簿登録訂正者左ノ如シ ◇鳥取縣告示第六百四十八號 鳥取縣和傘商工統制組合ノ統制規程ヲ認可セリ 商工組合法第三十九條ノ規定ニ依リ昭和十九年十二月二日 ◇鳥取縣告示第六百四十七號 日鳥取縣平古京類級制組合ノ統制規程ヲ認可セリ 商工組合法第三十九條ノ規定ニ依リ昭和十九年十一月三十 ◇鳥取縣告示第一百四十夫號 新本籍 舊本籍 昭和十九年十二月五日 昭和十九年十二月五日 昭和十九年十二月五日 鳥取縣東伯郡東鄉村大字國信 鳥取縣氣高郡勝谷村大字今市四七四番地 鳥取縣知事 鳥取縣知事 鳥取縣知事 鳥 取 武 武 武 縣 公 島 島 島 五七番地 (第三種郵便物認可)(昭和四年四月十五日) 餞 錢 義 開住 業所 地及 更ニ依リ産婆名簿訂正方出願ニ對 シ同年十一月二十八日訂正 ニ依リ本籍並前姓和田ヲ三好ニ變昭和十九年十月二十四日結婚解消 東伯郡東鄉村大字中興寺三九九番地ノ 簽 即 刷 行 鳥 鳥 所取者, 鳥 鳥取鳥取 大正三年五月二十九日生 市 市 取東 東 縣町 町 取 ٤ 即 刷 み 所 縣